

議案第 5 1 号

あきる野市手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 2 年 6 月 9 日

提出者 あきる野市長 村 木 英 幸

提案理由

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第 1 6 号）の施行により、通知カードの廃止に係る規定を整備する必要がある。

あきる野市手数料条例の一部を改正する条例

あきる野市手数料条例（平成 1 2 年あきる野市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。別表中 3 の項を削り、4 の項を 3 の項とし、5 の項から 4 0 の項までを 1 項ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。